指定混合肥料に使用できる材料について

農林水産省 消費・安全局

(別紙)使用できる材料一覧(参照:令和2年11月5日農林水産告示第2160号)

<粒状化促進材>

粒状化促進材	上限値(%)
かんらん岩粉末	30
クレー	30
けい石粉末	30
けいそう土	
	30
ゼオライト	30
石こう	30
でんぷん	30
糖蜜	30
ベントナイト	30
リグニンスルホン酸	30
こんにゃく飛粉	15
セピオライト	15
イースト菌発酵濃縮廃液	13
アンモニア液又はアンモニアガス※	10
カオリン	10
砂岩粉末	10
硫酸※	10
りん酸液※	10
滑石粉末	9
アタパルジャイト	6
パルプ廃液	6
安山岩粉末	5
カルボキシルメチルセルロース	5
コーンスターチ	5
ぬか	5
軽焼マグネシア	1.2
消石灰	1

※中和造粒目的に限る

硫酸※及びりん酸液※を追記(令和3年7月29日) 潤滑油※※を追記(令和3年9月9日)

<固結防止材>

固結防止材	上限値(%)
ベントナイト	9
シリカゲル	6
けいそう土	5
滑石粉末	4
クレー	3
けい酸石灰	3
けい石粉末	3
シリカヒューム	3
ゼオライト	3
パーライト	3
シリカ粉	2
潤滑油※※	1
なたね油	0.3

<組成均一化促進材>

組成均一化促進材	上限値(%)
石こう	70
安山岩粉末	65
けつ岩粉末	65
砂岩粉末	65
ベントナイト	41
クレー	34
腐食酸	32
ゼオライト	30
セピオライト	21
亜炭	20
泥炭	20

※※けいそう土・滑石粉末・クレー又は パーライトと併用に限る

<着色材>

着色材	上限値(%)
腐食酸	5
カーボンブラック	2

<効果発現促進材>

効果発現促進材	上限値(%)
酸化第二鉄(Feとして)	21.0
硝酸石灰(Caとして)	19.0
硫酸第一鉄(Feとして)	12.6
硫酸亜鉛(Znとして)	12.5
エチレンジアミン四酢酸鉄(Feとして)	10.1
硫酸銅(Cuとして)	8.8
ジエチレントリアミン五酢酸鉄(Feとして)	3.7
エチレンジアミン四酢酸亜鉛(Znとして)	3.1
モリブデン酸塩(Moとして)	2.1
エチレンジアミン四酢酸銅(Cuとして)	1.9
硫酸第二鉄(Feとして)	0.2
エチレンジアミン四酢酸カルシウム(Caとして)	0.1
エチレンジアミン四酢酸モリブデン(Moとして)	0.02

<浮上防止材>

浮上防止材	上限値(%)
安山岩粉末	18
かんらん岩粉末	18
けつ岩粉末	18
砂岩粉末	15
けい石粉末	11

<飛散防止材>

飛散防止材	上限値(%)
鉱油	0.5